

新設分割計画承認取締役会	平成29年3月23日
本新設分割計画承認株主総会	平成29年6月28日（予定）
本新設分割の効力発生日	平成29年10月2日（予定）

(2) 本新設分割の方式

当社を分割会社とし、本新設分割により設立される新設会社を承継会社とします。

(3) 本新設分割に係る割当の内容

新設会社は普通株式600株を発行し、その全部を当社に割り当てます。

(4) 当該組織改編に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当する事項はありません。

(5) 本新設会社による増減する資本金

本新設分割に伴う当社の資本金の増減はありません。

(6) 承継会社が承継する権利義務

新設会社は、分割事業に関する権利義務のうち、本新設分割計画において定めるものを当社から承継します。なお、債務の承継については、重畳的債務引受の方法によるものとします。

(7) 債務履行の見込み

当社および新設会社においては、本新設分割後も資産の額が負債の額を上回ることが見込まれること、ならびに事業活動においても負担する債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は現在のところ予想されていないことから、債務履行の見込みに問題はないと判断しております。

3. 分割当事会社の概要

(1) 分割会社（平成28年9月30日現在）

(1) 商号	イメージ情報開発株式会社 (平成29年10月2日付でイメージ情報開発ホールディングス株式会社に商号変更予定)
(2) 所在地	東京都千代田区猿樂町二丁目4番11号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 代永 衛
(4) 事業内容	ビジネス戦略の立案・コンサルティング および情報システムの設計・開発・保守等
(5) 資本金	467,050千円
(6) 設立年月日	昭和50年10月16日
(7) 発行済株式数	1,780,000株
(8) 決算期	3月31日
(9) 大株主及び持株比率	株式会社イメージ企画 34.38%

株式会社NBI	15.17%
代永 衛	13.48%
イメージ情報開発株式会社	6.38%
奥平 健一	2.25%
第一生命保険株式会社	2.25%
代永 英子	2.03%
岡田 秀一	1.83%
中根 近雄	1.63%
山成 勝之	1.23%

(2) 新設会社（平成29年10月2日設立予定）

(1) 名 称	イメージ情報開発株式会社
(2) 所 在 地	東京都千代田区猿楽町二丁目4番11号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 片柳 依久
(4) 事 業 内 容	ビジネス戦略の立案・コンサルティング および情報システムの設計・開発・保守等
(5) 資 本 金	30,000千円
(6) 設 立 年 月 日	平成29年10月2日（予定）
(7) 発 行 済 株 式 数	600株
(8) 決 算 期	3月31日
(9) 大株主及び持株比率	イメージ情報開発ホールディングス株式会社 100%

(分割会社の最近決算期の業績)

決算期	平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期
純資産（千円）	634,572	597,766	626,964
総資産（千円）	891,032	858,603	943,064
1株当たり純資産（円）	380.80	358.72	376.25
売上高（千円）	665,433	609,350	1,090,196
営業利益（千円）	58,768	△43,457	83,762
経常利益（千円）	67,353	△49,906	73,728
当期純利益（千円）	34,434	△30,165	29,553
1株当たり当期純利益（円）	20.66	△18.10	17.74

4. 分割する業務部門の概要

(1) 分割する部門の事業内容

ビジネス戦略の立案・コンサルティングおよび情報システムの設計・開発・保守事業等

(2) 分割する部門の経営成績（平成28年3月期）

	分割する事業部(a)	分割会社の実績(b)	比率(a/b)
売上高（千円）	1,030,163	1,090,196	94.5%

(注) 当社は、分割する事業部のみに関する売上高以外の経営成績を算出していないため、売上高のみ記載しております。

(3) 承継する資産、負債の項目および金額

分割する事業部に属する資産、負債を新設分割会社に承継いたします。なお、金額については、現時点では確定できておりません。確定次第お知らせいたします。

5. 分割後の状況

	分割会社	新設会社
(1) 商号	イメージ情報開発ホールディングス株式会社（仮称）	イメージ情報開発株式会社
(2) 所在地	東京都千代田区猿楽町二丁目4番11号	東京都千代田区猿楽町二丁目4番11号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 代永 衛	代表取締役社長 片柳 依久
(4) 事業内容	グループ会社の経営管理等	ビジネス戦略の立案・コンサルティングおよび情報システムの設計・開発・保守等
(5) 資本金	467,050千円	30,000千円
(6) 決算期	3月31日	3月31日

6. 今後の見通し

本新設分割により事業を承継する新設会社は、当社の100%子会社であるため連結業績に直接的な影響はありません。また、本新設分割以降の当社単体の業績につきましては、主としてグループ会社からの経営指導料収入、配当収入等により持株会社の運用経費等を賄う収益構造となる予定であります。

II. 商号の変更について

(1) 変更の理由

持株会社への移行に伴い変更するものであります。

(2) 新商号（英文表記）

イメージ情報開発ホールディングス株式会社（英文：Image Information Holdings Inc.）

(3) 変更予定日

平成29年10月2日（予定）

III. 定款の一部変更について

1. 変更の理由

(1) 当社は平成29年10月2日をもって持株会社に移行する予定であります。これに伴い、商号及び目的を変更するため、現行の定款の第1条（商号）及び第2条（目的）について、所要の変更及び一部の追加並びに附則の追加を行います。

(2) 法令に定める取締役及び監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、補欠取締役及び補欠監査役の規定を第19条第4項及び第31条第3項として追加するものです。

(3) 平成27年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90条)において責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更になりました。「当該法律改正」により新たに責任限定契約を締結できる業務執行を行わない取締役及び全ての監査役が、その期待される役割を十分発揮できるよう、定款第28条第2項及び第38条第2項の規定の一部を変更するものであります。なお、定款第28条第2項の変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。

(4) 当社は、監査役の員数は4名以内としていましたが、コーポレート・ガバナンス体制の強化を目的に、10名以内に変更いたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款 (抜粋)	変更案
<p>(商号) 第1条 当社は、イメージ情報開発株式会社と称し、英文では、Image Information Inc. と表示する。</p> <p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ビジネス戦略の立案・コンサルティングおよび情報システムの設計・開発・保守 2. 情報処理の受託・運営代行および附帯するファイナンスサービス 3. 情報システムおよび関連する機器材の輸入・販売・保守 4. 情報処理機器および部品の製造・販売 5. 電気工事および電気通信工事業 6. 情報関連の出版・通信サービスおよび教育・セミナーの開催 7. 生命保険の募集に関する業務および損害</p>	<p>(商号) 第1条 当社は、イメージ情報開発ホールディングス株式会社と称し、英文では、Image Information <u>Holdings</u> Inc. と表示する。</p> <p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むこと<u>並びに</u> <u>次の事業を行う会社、組合その他これに準ずる法人等の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配又は管理することを目的とする。</u></p> <p>1. ～1 2. <現行どおり></p>

<p>保険の代理店業務</p> <p>8. 労働者派遣事業</p> <p>9. 知的所有権（特許権、実用新案権等）の使用、利用許諾、売買、賃貸借、維持および管理ならびにそれらを通じた事業の企画・立案</p> <p>10. 動産賃貸</p> <p>11. 不動産賃貸</p> <p>12. 前各号に附帯する一切の業務</p> <p>第3条～第18条 <条文省略></p> <p>第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>第20条～第27条 <条文省略></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 当社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>2. 当社は、<u>社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p>	<p>第19条 <第1項～第3項は現行どおり></p> <p>4. 当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める取締役の員数を欠くこととなる場合に備え、株主総会において補欠取締役を選任することができる。</p> <p>第20条～第27条 <現行どおり></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 <第1項は現行どおり></p> <p>2. 当社は、<u>取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、会社法第423条第1項の責任につき、<u>会社法427条第1項に基づき</u>善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p>
--	---

<p>第29条 <条文省略></p> <p>(員数)</p> <p>第30条 当社の監査役は、<u>4</u>名以内とする。</p> <p>第31条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>第32条～第37条 <条文省略></p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第38条 当社は、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>2. 当社は、<u>社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> <p>第39条～第43条 <条文省略></p>	<p>第29条 <現行どおり></p> <p>(員数)</p> <p>第30条 当社の監査役は、<u>10</u>名以内とする。</p> <p>第31条 <第1項、第2項は現行どおり></p> <p>3. 当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、株主総会において補欠取締役を選任することができる。</p> <p>第32条～第37条 <現行どおり></p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第38条 <第1項は現行どおり></p> <p>2. 当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の責任につき、<u>会社法427条第1項に基づき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> <p>第39条～第43条 <現行どおり></p> <p><u>附 則</u></p> <p>第1条 第1条(商号)及び第2条(目的)の変更については、平成29年6月28日開催予定の定時株主総会に付議される新設分割計画の承認の件が原案どおり承認可決されること及び上記新設分割計画に基づく新設分</p>
--	---

	<p>割の効力が発生することを条件として、当該新設分割の効力発生日に効力が発生するものとする。</p> <p>第2条 附則第1条及び本条は、前条に係る定款変更の効力発生後に削除する。</p>
--	---

3. 定款変更の日程

定款一部変更の承認取締役会	平成29年3月23日
定款一部変更の承認株主総会	平成29年6月28日（予定）
定款一部変更の効力発生日	平成29年10月2日（予定）

以上